平成２７年3月２０日

三重県土地家屋調査士会長　様

三重県県土整備部建築開発課

宅地開発条例に基づく確認等の事務の権限移譲について

平素は、本県の開発許可行政に格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、三重県のうち桑名市の区域において、「三重県宅地開発事業の基準に関する条例」（昭和４７年三重県条例第４１号）に基づく、都市計画区域外における３０００㎡以上１ｈａ未満の宅地開発事業に対する設計の基準の適合確認等の事務は、三重県で行っているところですが、このたび、この事務の権限を桑名市に移譲し、桑名市都市整備部建築開発課において事務を行うこととなりますので、お知らせします。

移譲の期日は平成２７年４月１日となりますので、ご留意いただきますとともに、貴職関係者へのご周知の方よろしくお願いします。

事務担当
津市広明町１３番地
三重県県土整備部建築開発課
開発審査班
ＴＥＬ：059-224-3087
ＦＡＸ：059-224-3147